

消費生活相談事例

中古車を購入後すぐ故障したので交換してほしい

相談概要

中古車販売店から、一年間の保証付きの中古車を購入した。

通勤に使用していたが、購入して 2 ヶ月しか経っていないのに、エンジンの掛かりが悪くなった。

保障期間内なので、無償で修理してもらったが、購入して間がないのにエンジンにトラブルを起こすような車では不安なので、別の車に交換してほしい。

処理概要

エンジンのトラブルについては、通常の保証の内容に含まれていると思われる。保証期間内であれば、自動車として適切な状態となるように修理にすれば良いことである。

修理により正常な状態に戻れば、車両交換までは主張できないと助言した。

ポイント

今回の事例は、一年間の保証つき中古車販売の保証期間内のトラブルである。

中古車を購入しようとする場合、それまでの使用・管理状態によりその性能は千差万別であり、品質の良し悪しを把握するのは大変難しい。

中古車購入後のトラブルとして、次のようなことがよく挙げられる。

- ・購入して間がないのに故障した。
- ・「事故車は購入しない」と断ったのに、事故車を修理した修復歴車であることが判明した。
- ・中古車販売店の店頭に表示されていた車を、表示の走行距離数を確認して購入した。後日調べると、走行距離メーターが巻き戻されていることがわかった。
- ・中古車を購入することに決め、一部頭金を入金した。残金はクレジットを組んで支払うことにしたが、信販会社の取組みが拒否されたため、解約を申し出たらキャンセル料を請求された。

購入後の車両のトラブルは、保証の対象項目であり保証期間内であれば、適切な品質となるように修理すればよいことである。

修理することにより正常な状態に戻れば、車両の交換まで主張することはできない。

交通事故や災害などにより、自動車公正競争規約で定義されている部位を、修理及び交換を行った車両については、修復歴がある事と車両状態及び部位を書面により表示することになっている。

また、自動車公正競争規約では車歴とともに、走行距離などの品質の表示が販売店に義務づけられている。これらは、買主がその車の性能を判断する資料となる。

売主が、それらを隠して取引をした場合、取引上重要な意味を持つので、契約の無効、取り消しの主張をすることができる。

メーターを巻き戻し、実際よりも少ないキロ数を現在の走行距離数として表示することは不当表示になる。

表示されたキロ数の品質・性能をその車に期待するという契約の目的を達成できないので、契約を解除し、代金の返還を売主に求めることができる。

ただし、メーターの巻き戻しは事実を知ってから 1 年以内に代金返還の手続きを行わなければならない。

定期点検記録簿（整備手帳）には、点検時の走行距離数が記録されているので、メーターの数字と照合することができる。整備手帳が付いていない場合には巻き戻しの可能性がある。

また、クレジットが不承認になった場合には、不承認によって売買契約そのものが成立しないため、キャンセル料を支払うことはない。

販売店が自動車公正取引協議会（公取協）加盟店の場合、公取協にトラブルの交渉の仲介を依頼することができる。

テレビショッピングの購入品はクーリングオフできるか

相談概要

テレビショッピングでキッチン用品を購入した。

テレビで見たときは、あると便利だと思ったが、手にとってみると思ったより使い勝手が悪く、必要のないものまでセットになっているためクーリングオフしたい。

処理概要

通信販売ではクーリングオフが適用されないことを伝えた。

ただし、業者独自で返品・交換を受付けている場合があるため確認するよう助言した。

ポイント

すべての取引でクーリングオフが適用されるわけではない。

「自分から店に行った。」「広告を見て電話やインターネットで申し込んだ」などの場合は、基本的にはクーリングオフできない。

これらの契約には、不意打ち性や強引な勧誘による精神的な圧力を受ける心配が無いからである。クーリングオフとはもともと「頭を冷やす」という意味である。

消費者が、訪問販売や電話勧誘などの特定の取引で、商品やサービスの契約をした場合、後で冷静になって考え直して「契約を止めたい」と思ったら、一定の期間内であれば理由を問わず、一方的に申し込みの撤回または契約の解除ができる制度である。

本来、契約をしたら、消費者は原則として、一方的に契約を取りやめることはできない。

しかし、突然の訪問や、複雑な内容の保険契約、利殖などの危険な取引では「契約は守らなければならない」とするのは、情報や知識のない消費者にとって不利な場合が多い。

そのため、特定の取引に限って、契約後でも一定の期間、消費者に考える時間と余裕を与え、契約の解消ができるようにしたものである。

クーリングオフができる主なものとして

- ・ 訪問販売
- ・ 電話勧誘販売
- ・ 特定継続的役務提供（エステ・学習塾・家庭教師等の継続的契約）
- ・ 連鎖販売取引（マルチ商法による取引）
- ・ 業務提供誘引販売取引（内職商法による取引）
- ・ 海外商品先物取引（店舗外での指定市場・商品の海外商品先物取引）
- ・ 商品ファンド契約（商品投資契約）

などがあるが、他にも対象の取引がある。

また、取引によりクーリングオフ期間が異なるが、期間の起算日は「法定の契約書面が交付された日」なので、すぐに諦めないことである。

クーリングオフは通知書を書き、業者に送ることで、一切の負担なしに無条件で契約を解消することができる。もし消費者の手元に商品があるなら業者に返品し、代金の全額を返金請求できる。何にしても、消費者はセールストークを鵜呑みにせず、慎重に契約すべきである。

融資を申し込んだら保証金が必要だと言われ振込んだ

相談概要

携帯電話に貸金業者から何度か借金しないかと電話があった。
50万円を申し込んだら、審査の結果5万円が振り込まれた。
信用を見るため、一週間ごとに1万5千円を支払うように言われた。
これまでに6万円支払ったが、これ以上の支払いは難しい。
本当に50万円借りられるかも疑問だ。
業者に家と職場の電話番号を教えてしまったが、ヤミ金業者だろうか。

処理概要

消費者金融を営むには「貸金業規正法」で定められている、国または都道府県知事の登録を受けなければならない。
しかし、当該業者は貸金登録業者では無いため、ヤミ金業者とおもわれる。
ヤミ金業者の手口を紹介し、高額な金額の貸付は考えられないと助言した。
違法金利により、振り込まれた金額以上の返済をしているため、業者にこれ以上返済することはない。
また、返金は難しいと思われるが、悪質な取立てが考えられるため、警察へ相談するよう助言した。

ポイント

投込みチラシや携帯電話・パソコンへの「広告メール」「ダイレクトメール」などで、借金の一本化ができる、低金利で誰にでも融資可能といいながら、「保証金」または「登録手数料」など、さまざまな理由をつけて、融資する前にお金を振り込ませ、だまし取る手口である。

借金を抱えた人などに、実在する金融機関や貸金業者、あるいはその関係会社を装って「低金利で融資」「即日融資」「保証人不要」などと融資話を持ちかける。

正規の貸金業者では、保証金や手数料などいかなる名目であっても、融資を前提に現金を振り込ませることはない。

また、国の制度として、お金を納めて借入金データが抹消され、融資が受けられるというものはない。

言われるままに支払いを済ませたのに、約束の日に入金されず電話で連絡すると、すでにその電話が使われていなかったり、違う名目でさらに金銭を要求されることがある。

ヤミ金業者と気づかずに連絡したが、業者を不審に思い融資を断ったら、「お金を準備したのでいまさら断ることはできない。」と脅され、仕方なく借りたとか、キャンセル料を請求され支払ったなどのトラブルもある。

支払い方法も、振込みだけではなく、定型小包郵便や代引きを指示する場合がある。

お金を支払った場合、そのお金を取り戻すことは大変難しい。

また、支払いを止めたり、融資を断ると、自分や家族の職場にまでしつこく嫌がらせ電話をかけてくるなどの被害も聞かれる。

もし、被害にあったら警察に被害届を出すこと。

「うまい話」にだまされない事である。

借金問題は必ず解決できるので、「債権整理」については弁護士や認定司法書士などの専門相談窓口にご相談することである。

投込広告の宛名書き内職は信用できるか

相談概要

投込広告に4～8万円の収入が得られると、宛名書きの内職が紹介されていた。自宅に居ながら4万円以上の収入が得られるならと思い、資料を取り寄せようかと迷っている。宛名書き内職は信用できるだろうか。

処理概要

契約する場合に注意すべきことについて話をした。また、内職商法の問題点と事例を紹介し、内職商法では確実に収入が得られる保証の無いことを伝えた。資料を取り寄せることで他の内職を勧められることもあるため、契約しない場合は、毅然とした態度で対応するよう助言した。

ポイント

内職商法とは、新聞の折込ちらし、求人雑誌、インターネット上の広告、電話勧誘などで「高収入」「誰でもできる」「空いている時間で」などと甘い言葉でさそう。

そして、仕事をするために必要なものだといい、高額な教材費や講習代、パソコン代などを支払わせる。

実際には仕事を斡旋してくれなかったり、仕事をして理由をつけてお金が支払われず、ローンだけが残ってしまうという悪徳商法である。

資料を取り寄せることにより、契約するまでしつこく電話が来たり、他の内職を勧めたりする事がある。

契約しない場合は毅然とした態度で対応すること。

教材が送り付けられたり、契約してローンを組まされたりした場合、仕事の紹介を約束した契約（業務提供誘引販売取引）であれば、クーリングオフ期間が20日間となっている。

消費者は「在宅で仕事」といわれて契約する場合は、「クーリングオフ期間」「仕事の具体的な内容」「仕事にかかる経費の取り扱い」「報酬額と支払い期日」「仕事量等の条件」等を確認し、それらが明記された書面をもらうことが必要である。

仕事を始めるにあたって「商品を購入することが条件である。」という契約には十分注意を払うことが重要である。

また、「以前の契約がなされたままなので、退会手続きが必要です。」などと言われ、お金を騙し取られる二次被害にも注意が必要である。

健康セミナーに出席したら販売組織への入会を勧められた

相談概要

知人と健康に関する話しをしていて、癌に対して不安があると話したら、健康セミナーに誘われた。

「癌を抑制する効果がある」と健康食品の定期購入を勧められた。

高額だが販売組織に入会して知人や友人を紹介すると収入が得られるから、それで商品代金を支払えば良いと説明された。

組織に入会し、知人や友人を誘ったが、思うように会員を増やすことが出来なかった。

友人から避けられるようになり、苦痛に感じるので解約したい。

処理概要

相談者は「マルチ商法」という言葉は知っていたが、自分がその組織に加入したという意識がなかった。

そこで、マルチ商法の問題点について説明した。

また、健康食品は薬ではないため、効果を期待できるものではないことを伝えた。

断りきれずに契約した場合、マルチ商法では、20日以内であればクーリングオフが出来ることを助言した。

ポイント

今回の事例は、マルチ商法と呼ばれる悪質商法である。

組織に加入したうえで商品を売ると、バックマージンが入る仕組みである。

さらに、組織に勧誘し、入会させた人が商品を売ると、その利益の一部もバックされ収入となる。

消費者を販売員に勧誘し、次々に消費者が販売員となって、組織をピラミッド型に拡大していくものである。

この商法の問題点は、一部の成功例を引用し多大な利益が簡単に得られるように信じ込ませたり、友人や親戚を販売組織に加入させようとする行為などがトラブルとなり、信頼関係を失うことがあることである。

さらに、マルチ商法の問題点は、商売に不慣れな消費者が販売に参加することで事業者となり、被害者が加害者に入れ替わるという点にもある。

特定商取引法の規制対象で、書面を受け取ってから20日以内であればクーリングオフすることができる。

事例では、書面（内容証明郵便）でクーリングオフを申し出た結果、解約することができた。

もし、クーリングオフ期間が過ぎても、入会后一年未満であれば、契約時の費用及びその遅延損害金と、退会の90日以内に引渡された未使用の商品は代金の一割以内の手数料で解約できる。

また、中途解約をする場合の違約金等についても上限が定められており、支払い済みの場合には、超える部分の返金を受けることが出来る。

消費生活センター職員を名乗り「裁判費用が必要」といわれた

相談概要

消費生活センター職員を名乗り、「以前契約した布団の件で訪問したい。」と電話があった。電話の内容は、「あなたが契約した業者は倒産したので、契約した人の救済をしている。支払ったお金を取り戻すための裁判を起こす予定である。その裁判費用として30万円を払ってほしい。」というものだった。過去に布団の件で消費生活センターに相談したこともないのに、どうして職員が訪問してくるのだろう。

処理概要

消費生活センターの職員ではないことを話した。消費生活センターでは、事前に相談を受付けていない人に連絡をとることは無い。ましてお金を請求することなど無いことを説明した。

ポイント

相談者は過去に訪問販売で布団を契約していることから、契約者名簿を入手した業者が消費生活センターの職員をかたり、本人を信用させ、裁判費用の名目で金銭を騙し取ろうとしたものと考えられる。

この事例は、東北圏内で寄せられた相談である。

今後、年齢・地域等に関係なく、過去に訪問販売などで契約した人たちをターゲットにした、同種の被害が拡大する恐れがある。

消費生活センターでは、相談を受けていない人に連絡をとることも、訪問することも無い。

また、相談を受けた人であっても、訪問することはない。

ましていかなる名目でもお金を請求することはない。

この事例のほかに、税務署や社会保険庁などの行政機関や公的機関を名乗り、税金、医療費、年金などの還付と偽り、金銭を騙し取る被害も発生している。

不審な点があった場合は、相手の話に惑わされず、必要以上に自分の個人情報を与えないようにすること。

粗品を配っている集会に参加して健康器具を契約した

相談概要

昨日、町内の仮設店舗で、「集まれば粗品を差し上げます。」という催し物に母が参加した。参加者は母のような高齢者ばかりだったという。手を上げて、早い者勝ちで粗品をいくつか貰うと、いつの間にか、健康器具の説明になった。粗品を貰っているのに、すぐ帰ることが出来ず、説明を聞いて体験することになった。だんだん、断れない雰囲気になり契約してしまったが、高額なため解約したいという。

処理概要

契約書を受け取ってから 8 日以内であったため「クーリング・オフ」が適用された。また、「催眠商法」の問題点について説明し、被害に遭わないためには会場に行かないよう話した。

ポイント

「催眠商法」は安売りや講習会を名目に人を集め、締め切った会場でおこなわれることが多い。対象者は、高齢者が多く、日用品を無料か無料同然で配り、「貰わねば損、買わねば損」という一種の催眠状態を作り出す。会場には業者側の、いわゆるサクラもいて、場を盛り上げ、消費者が冷静な判断を失った状態で、高額な商品を買わせようとするものである。市内各所で、このような商法が行われているという情報がよせられている。人を集めて催し物をするのも、景品を配るのも、商品売るのも違法ではないため、催し物に対する取締りや注意をすることはできない。悪質業者は「無料」・「格安」などと言って、会場へ出向くよう誘ってくるが、怪しげな会場へは絶対に近づかないことである。被害例の中には、「契約するまで会場から出られなかった。」「脅されて契約させられた。」などと悪質で、乱暴な手口もある。この商法を知りながら、「自分は無料のものだけ貰ってすぐに帰るから大丈夫」と思って会場に行くのは非常に危険である。また、一人暮らしの高齢者の家や土地が、本人の了解も不十分なまま、催眠商法の会場に使用されるケースもあるため、安易に承諾しないことである。つい購入して、後悔してしまった時は、契約書を受け取ってから 8 日以内であれば、クーリングオフによって契約を解約することができる。また、「契約するまで返してもらえない(=監禁)」「契約しろと脅された(=脅迫)」などの場合には、契約の取り消しも可能である。

サラ金に借金を返済中だが過払い金について知りたい

相談概要

サラ金 3 社から借金をして返済中である。
最近、過払い金の返還請求の話聞くが、自分には過払い金があるのか知りたい。
また、過払い金があるのであれば、その返還請求方法を知りたい。

処理概要

貸金の利息を定めた 2 つの法律の金利差 (グレーゾーン) について説明し、過払い金の返還請求方法について助言した。
また、貸金業者が請求に応じないような場合には、弁護士や司法書士などの専門家に相談するよう助言した。

ポイント

貸金の利息を定めた法律には「出資法」と「利息制限法」の 2 つがある。
2 つの上限金利は異なり、サラ金の多くは「出資法」の上限金利である 29.2% 以下で貸し付けている。
一方の「利息制限法」では、借入金額 10 万円未満では 20%、10 万円以上 100 万円未満では 18%、100 万円以上では 15% という上限金利を定めている。
この 2 つの法律の金利の差 (グレーゾーン) で過払い金が発生するが、実は、利息制限法の上限を越える利息については支払う義務は無い。
また、平成 18 年 12 月に貸金業法等が改正され、おおむね 3 年をめどにグレーゾーン金利を廃止し、出資法の上限金利を利息制限法の上限金利 (20 ~ 15%) まで引下げることが決定している。
まず、借金の経緯を正確に調べるためには、契約書や返済の控えなど、取引の記録が必要である。
それらが無い場合は、借りている貸金業者から取引履歴を取り寄せ、利息制限法の金利で再計算する。
過払い金が発生していることを確認できたら、貸金業者に返還請求することになる。
ただし、貸金業者が取引履歴の開示や過払い金の返還請求にすぐに応じるとは限らない。
そのような場合は、弁護士や司法書士など法律専門家に相談することである。
消費生活センターでは、過払い金の相談だけでなく、多重債務整理の相談を受けている。
相談の内容や状況に応じて債務整理の検討・助言を行うが、その整理方法により法律専門家や裁判所に引き継ぐことになる。
法律専門家が貸金業者に、債務整理の依頼を受けたことを通知 (受任通知) することで、債務者への取立てを止めることができる。
借金問題は必ず解決できる問題である。

被害者の会に委任状と活動資金を送付したが信用できるか

相談概要

海老養殖事業で高配当を期待して100万円を出資したが、業者が詐欺容疑で摘発された。被害者の会が結成されたと、会の事務局から通知があった。

委任状、印鑑証明書、活動費1万円を送付するようにとあり送付したが、この被害者の会は信用できるか。

処理概要

「出資金投資商法」と、その二次被害について説明し、当該事業者は実在しないため警察に被害届を出すよう助言した。

ポイント

「出資金投資商法」では、健康食品の販売事業、通信関連事業など、業者はその時々に関心が高いものを投資対象として出資金を集めている。

勧誘の手法としては、「高配当」や「元本保証」をうたう勧誘が目立つが、マルチ的な勧誘も多い。

最近の傾向として、60歳以上の高齢者の被害が増加している。

中には老後の生活への不安から、退職金を全てつぎ込んだというケースや、余裕資金のない年金生活者にまで出資させているケースも少なくない。

当初支払われていた配当金が、突然、支払いが滞ったり、業者が逮捕・倒産等してはじめて、被害届が表面化する傾向がある。

このように業者が経営破たんした状況では、出資金が返還される可能性はほとんど無い。

また、業者の説明や資料を見ても、その事業や資産が実在するのか、業者がそれらに本当に投資しているのかも不明なものもあり、事業実態のない投資や架空の儲け話もある。

業者の信用性や出資の内容について、少しでも不明な点があるときは、きっぱり断ることである。

また、相談事例のように、摘発された業者の出資者の被害者の会を名乗り、救済のための活動資金を騙し取る二次被害も発生している。

相手のことばを鵜呑みにせず、自分で情報を確認すること。

被害にあったときは、警察に被害届をだすこと。

無料の床下点検後に換気扇の取り付けを勧められた

相談概要

「無料で床下の点検をします。」と業者が訪ねてきた。
無料ならと思い、点検してもらおうと、カビが大量発生している写真を見せられた。
今すぐ消毒をしなければいけないと言われた。
また、カビは湿気が原因だから床下換気扇の取り付けが必要で、その費用が35万円かかるという。
業者名を聞いても名乗らないため、不審に思い、そのまま帰ってもらった。
その後、知り合いの大工に見てもらおうと、カビは発生していないという。

処理概要

「点検商法」について説明した。
相談者は訪問した業者を不審に思い、追いついたので被害は無かったが、同商法の被害の相談も寄せられている。

ポイント

この事例は、「点検商法」と呼ばれる悪質商法である。
無料で点検すると言って、家に上がりこみ、「床下の土台が腐っている」「ふとんにダニがいる」「白アリの被害がある」などと事実とは異なることをのべて、新品や別の商品・サービスの契約を次々とさせられる恐れがある。
特に、不安をあまり、「このままでは危ない」「すぐに工事が必要だ」などと契約を急がすような業者には注意する必要がある。
点検商法では、一人暮らしの高齢者や、高齢者世帯が狙われるケースが多い。
知らない人を家に入れるときは、身分証などで相手を確認するなど、十分に気をつけなければならない。
不審に思ったら、この事例のように即答せずに、早めに身近な人や周りの人に相談することである。
なお、点検後に販売勧誘される商品等としては、「床下換気扇」「ふとん類」「屋根工事」「浄水器」「白アリ駆除」などがある。
仮に契約させられた場合でも、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件で契約を解消することが出来る。
また、業者の説明に嘘があり騙されて、又は、帰って欲しいと言ったのに執拗に勧誘を受けて仕方なく契約を結んでしまった場合等には、その契約を取り消すことも考えられる。

アパート退去時に高額な修繕費を請求された

相談概要

5年間住んだ賃貸アパートを退去することになった。
ハウスクリーニングの他に、タバコのヤニによるクロスの張替えが必要といわれた。
契約書の特約条項には、「ハウスクリーニング費用は借主の負担」となっている。
タバコはたまに吸ってはいたが、掃除はまめにしていた。
敷金以上の修繕費を請求されたが、支払わなければならないか。

処理概要

原状回復義務について説明し、国土交通省のガイドラインを参考に、家主と話し合うよう伝えた。
また、民事調停・少額訴訟についても助言した。

ポイント

借主には、退去時に原状回復義務があるが、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常の使用を超えるような使用による毀損(きそん)を修復する費用は借主の負担としている。

しかし、経年変化や通常の使用による消耗等の修繕費用は賃料に含まれるとし、貸主の負担としている。

クロスの張替えについては、タバコのヤニの程度が、通常のクリーニングで除去できる程度であれば、通常損耗の範囲と考えられる。

しかし、掃除を行わなかったためにこびりついてしまい取れない場合などは、通常損耗とはいえず、張替え費用を負担することとなる。

賃借契約を締結している場合は、契約書の内容が有効であると考えられるため、退去時のトラブルを防ぐためには、

- ・契約時には契約書をよく読み、説明を十分に受け、契約内容、特に特約事項をしっかりと確認する。
- ・入居時には、家主の立合いのもと、家屋の状況を確認し、記録しておく。目立った傷や汚れがある場合は、その写真を撮っておき、退去するときの点検の参考にとすると良い。
- ・退去時にも、家主に立ち会ってもらい、修繕を要するかその場で確認しておく。

ことが大切である。

また、普段から、家賃は遅れずに支払い、部屋や設備などもしっかり管理しておく。

入居中も、なにか問題があった場合や改装したりする場合は必ず家主と話し合い、ふだんから信頼関係を築いておくことである。

ただし、話し合いで解決しない場合は、民事調停や少額訴訟(請求金額が60万円以下)で敷金の返還請求をする方法もある。

携帯電話料金がパケット定額制なのに高額な料金を請求された

相談概要

中学校3年生の息子に携帯電話を購入し、パケット定額制の料金プランを契約した。
定額制なので安心していたら、高額な料金を請求された。
定額制なのに支払わなければならないのか。

処理概要

パケット料金定額制の課金のしくみについて説明した。
請求書の内容を確認し、料金については電話会社と話し合ってみよう助言した。
また、携帯電話の利用について家族間でよく話しあうよう助言した。

ポイント

パケット定額制の料金プランを契約した利用者が、パケット通信は使い放題だと思い利用したという相談である。

携帯電話で音楽やゲームなどをダウンロードした場合、情報料のほかに通信費用としてパケット料金がかかる。

パケット料は接続時間ではなく、情報のデータ量によって課金されるしくみになっていて、音楽やゲームはデータ量が多いものである。

さらに、パソコンを携帯電話につないでインターネット接続をした場合もパケット料金は発生する。

多くの携帯電話会社では、この場合のパケット料金はパケット定額制の対象外としているが、そのことを知らずに利用しているケースもある。

携帯電話を契約する時は、電話機のデザインや機能だけではなく、契約内容の確認も重要である。

通話にかかる料金、通信にかかる料金、課金についてのしくみなどを確認し、分からないことがあったら、販売店や電話会社の相談室で説明を受けるなど、契約の内容を確認することである。

また、パケット定額制の契約をしていても、対象外のケースもあるので確認すること。
パケット料金は気づかないうちに高額になっていることがあるが、携帯電話の料金確認機能などを利用して、金額をこまめにチェックすることもできる。

子どもが携帯電話を利用するときは、携帯電話の利用について家族間でよく話し合い、使い方だけでなく通信料についての認識を子どもに持たせることも必要である。

また、迷惑メールや年齢・用途に応じたフィルタリングサービスを利用したり、携帯電話会社によっては月々の料金に上限を設けることもできるので、そのようなプランの利用も検討してみることである。